

(案)

愛知県教育委員会訓令第 号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校

県立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領を次のように定める。

愛知県教育委員会委員長 佐藤元英

県立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(目的)

第1条 この要領（以下「対応要領」という。）は、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第 号。以下「条例」という。）第 条第 項の規定に基づき、また、条例第 条に規定する事項に関し、県立学校に属する教職員（非常勤職員を含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 教職員は、条例第 条第 項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下この対応要領において同じ。）を理由として、障害者（障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。以下この対応要領において同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、教職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第4条 教職員は、条例第 条第 項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配

慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、教職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

（校長の責務）

第5条 校長は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項に留意して、障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意し、また、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう環境の整備を図らなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

(2) 教職員による障害を理由とする差別に関する障害者及び家族その他の関係者（以下「相談者」という。）から不当な差別的取扱い又は合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の提供の必要性が確認された場合は、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 校長は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（懲戒処分等）

第6条 教職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

（相談体制の整備）

第7条 相談者からの教職員による障害を理由とする差別に関する相談等に的確に対応するための相談窓口を次のとおり置く。

(1) 県立学校にあっては校長が指名する者

(2) 教職員課 県立学校人事グループ

(3) 高等学校教育課 教科・定通指導グループ

(4) 特別支援教育課 指導グループ

(5) 総合教育センター 教育相談研究室・特別支援教育相談研究室

2 前項の相談窓口は、手紙、電話、ファクシミリ、電子メールなど相談等を行おうとする者の任意の方法で、相談等を適切に受け付けるよう配慮しなければならない。

3 第1項の相談窓口は、相談者から相談の内容となる事実の詳細その他必要な情報を聴取し、必要な事実確認をした上で、相談対象事案があると認めるときは、該当する所属へ報告するものとする。該当する所属は、対処必要事

案があると認めるときは、速やかに是正措置及び再発防止策等を探るものとする。

(研修及び啓発)

第8条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、教職員に対し、必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 新たに教職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに校長となった教職員に対しては、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施するものとする。

3 教職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者に適切に対応するために、必要なマニュアル等の活用により、意識の啓発を図るものとする。

附 則

この訓令は、平成 年 月 日から施行する。